

## 新型コロナウイルス対策に関する決議

新型コロナウイルス感染者数がようやく減少傾向となり、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」も先般全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、宣言解除後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。

- (5) 外出自粛等に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び充実を図ること。
- (6) 長期に及ぶ外出・休業等の制限に疲弊する国民、事業者などが急速に増加している現状を踏まえ、その不安を軽減・解消するため、宣言解除後の中長期的な社会経済のあり様も視野に入れつつ、段階的に想定される状況とその対処方針等をできる限り分かりやすく説明すること。

## 2 医療提供体制等の強化について

- (1) 感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。  
このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (3) 検査機関や医療機関におけるP C R・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
- (5) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

### 3 学校休業への対応について

- (1) 学校休業による児童・生徒の学力低下が危惧されることから、制限緩和や宣言解除後においては、夏休みや土日の利用、ＩＣＴを活用した遠隔授業の実施など不足する授業時間の補填について地方自治体の創意工夫を最大限尊重するとともに、必要な経費について十分な財源措置を講じること。
- (2) 「9月入学」を巡ってにわかに議論が高まっているが、社会経済システム全体に大きな影響を及ぼす問題であることから、幅広い関係者の意見聴取はもとより世論を的確に汲み取り、拙速な結論に至ることのないよう慎重に検討すること。

### 4 経済対策等について

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「地方創生臨時交付金」「緊急包括支援交付金」「持続化給付金」「雇用調整助成金」等の大幅な拡充を図るとともに、事業者に対する徹底した資金繩り対策を講じるなど、強力で柔軟な追加の経済対策を大胆に実行すること。

特に「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」については、地方自治体が継続して感染拡大防止や地域経済・住民生活の支援、医療・介護体制の整備支援など地域の実情に応じてきめ細かな取組ができるよう、飛躍的増額を行うこと。

また、これら交付金、給付金等の手続の簡素化を図り、迅速に交付や給付等をできるようにすること。

- (2) 休業した事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受けた事業者に対する救済措置を講じること。
- (3) 今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受け皿を確保する措置を含め、更なる経済・雇用対策などを躊躇なく断行すること。
- (4) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。
- (5) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。

## 5 今後の対策等について

- (1) 豪雨や台風などが頻発する季節を間近に控え、新型コロナウイルス感染と自然災害が同時に重なる事態を想定し、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の複合災害への対応に万全を期するため、明確な対処方針を早急に確立すること。
- (2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（ＩＣＵ）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

その際、症状別感染者数や医療機関の対応状況、その他感染症に関する国内の最新データを一元化し、国民に正確な情報を提供できる仕組みを整備すること。

以上決議する。

令和2年5月27日

全国市議会議長会